# 平成29年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

平成29年3月策定

秋 田 市

# 目 次

# 1 ごみ処理実施計画

(1) 実	施期間・	• • •		•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2)	みの種類	および	排出量	見	込み	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(3) 家	庭系およ	び事業	系ごみ	ナの	分別	区	分り	12 c	ょ	るタ	ひ 理	1月	法												
ア	家庭系ご	み(家	庭から	排	出さ	れ	る-	<del>一</del>	段月	堯勇	医物	ŋ)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
イ	事業系ご	み(事	業活動	力につ	半っ	て	排品	出 る	さ	h	5-	一般	廃	棄	物	)	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(4)	み減量施	策等																							
ア	ごみの排	出抑制	の推進	É																					
(7	')家庭系	ごみ減	量・分	分別河	啓発	事	業	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(1	() 事業系	ごみ減	量・分	分別河	啓発	事	業	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
(ウ	) 生ごみ	减量促	進事業	ۥ		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
I)	:) ごみ減	量コラ	ム掲載	<b>太事</b>	業•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(オ	t) ごみ減;	量アク	ション	/開	崔•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1	ごみの再	資源化	の推進	É																					
(7	′) 資源集[	团回収	推進事	業		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(1	() 古紙ス	テーシ	ョン回	可収.	シス	テ	A	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(ウ	)粗大ご	み戸別	収集事	業		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
I)	上) 使用済	み小型	家電の	)拠,	点回	収	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(オ	r) 廃棄物	再生利	用業の	)指;	定•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
ウ	その他の	ごみ関	連施第	¥ Z																					
(7	7) 家庭ご	み処理	!手数#	4の2	負担	軽	減:	措詞	置			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(1	() ボラン <sup>5</sup>	ティア	袋のダ	で付		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
( <sup>†</sup>	) ごみ集績	積所設	置費補	制助-	事業	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(1	一般廃	棄物処	理施討	安整	備基	金	積	立台	金	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(オ	け)ごみ集績	積所巡	回事業	ۥ		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
(5) 収	集・運搬	計画																							
ア	収集区域の	の範囲	· • •	•		•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		4
イ	収集方法	等																							
(7	')家庭系	ごみ(	家庭が	46	非出	は	れ・	る-	<b>—</b> j	般層	痉棄	等物	1)	•		•	•	•	•	•	•	•	•		4
(1	() 事業系	ごみ(	事業活	5動)	こ伴	·	て	排出	出:	され	しる	<u>;</u> —	般	廃	棄	物)	)	•	•	•	•	•	•		5
( †	)自ら処理	理施設	〜搬ノ	(す	る場	合	の	開場	易	時間	<b></b> ま	ふよ	び	受	入	休	業	日	•	•	•	•	•		5
(1	:) 本市で」	収集・	処理!	なり	ر ال	<i>"</i>	•	•	•			•		•		•	•	•	•		•	•	•		6

	口間処理	計画																									
ア	溶融処	理•		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	6
イ	破砕・	資源	匕処	理		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	6
ウ	資源化	処理		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	7
工	水銀含	有ごる	み分	別化	呆管	施	設	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	7
オ	資源化	処理	(民	間加	施設	()	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	7
(7) 最	最終処分	計画		•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	7
, , ,	と田市廃			理は	およ	てバ	再	利	用	に	期~	ナる	条	例	第	$32^{\frac{1}{2}}$	条律	第:	3 項	i O	規	定	に	ょ	ŋ	市	Ē
	宣定する									-																	7
,, ,,	1, <b>C</b> , <b>3</b>	, = : = :		(4)	1//		., •	, _	,	1.4/4/2	, ,	1 1/3	•	_		•	<i>)</i>	, , ,	. 121		., •	•	~_	P> <			
(参考)	ごみ処	理計ī	画フ	口-	一区	•	•		•				•	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	8
( )	, , –		·		,	•																					
2 <b>生</b>	活排水	加理	宝龙	布計	┼庙	ī																					
<i>2</i> <u> </u>	/M 12L/1	<b>7</b> 2-72	<b>~</b> "	<b>ب</b> ر ی																							
(1) 第																											
` , , ,	C 10 E 7 9 1 1 E 3				• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•		• •	•	•	•				•	9
(2)	<b>尿•</b> 净		舌泥	ω‡	非什	· l 量·	· 見	· 沃	・	•	•		•	•	•		•			•	•	•	•	•		•	·
	レ尿・浄 ・尿・浄	化槽剂		-			-		・ み	•	•	 	•	•	•				 	•	•	•				•	9
(3)	アト 浄	化槽》 化槽》	亐泥	のタ	<b>心</b> 理	方	法	•	・ み ・	•	•	• •	•	•	•	•	•			•	•	•			•	•	·
(3) L (4) L	レ尿・浄 レ尿・浄	化槽 化槽 化槽	汚泥 汚泥	の の の タ	<b>心</b> 理	方	法	•	・ み・		•	• •	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•				•	9
(3) L (4) L	√尿・浄 √尿・浄 適正処	化槽 化槽 化槽 化槽 理の 担	<ul><li>5泥</li><li>5泥</li><li>推進</li></ul>	の の の ・	<u>処理</u> 処理	方	法	•	• み• • •		•	• •	•	•	•	•	•		• •	•	•	•				•	9 9
(3) し (4) し ア イ	、 尿・浄 適 正 処 浄 化槽	化槽 化槽 化槽 理の 理 設置	汚泥 生進 の	の の の ・	<u>処理</u> 処理	方	法	•	・		•	• •	•	•	•	•		•	• •	•	•	•				•	9
(3) し (4) し ア イ (5) 切	、尿・浄 、尿・通 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	化相性 化相性 理 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	汚汚進の画	のめ・進	処理 処理 ・・・	方	法	•	・み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	• •	•	•	•			•	• •	•	•	•					9 9 9
(3) し (4) し ア イ (5) 収 ア	ス 尿尿適浄集収 ・・正化・集 集集	化化性理設搬域の設計で	汚汚雀の 画節泥泥進促 囲	のめ・進	処理 処理 ・・・	方	法	•	・み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	• •	•	•		•	•		• •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	9 9 9 9
(3) し (4) し ア イ (5) 収 ア	尿尿適浄集収収・・正化・集集	化化化理設搬域法標準が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が	汚 汚 雀 の 画 範・泥 泥 進 促 ー 囲・	のめ・進	処理 処理 ・・・	方	法	•	• み・・・・・・・	•	•		•	•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•			•	•	•			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	9 9 9 9 9
(3) し (4) し ア イ (5) 収 ア	ス 尿尿適浄集収 ・・正化・集 集集	化化化理設搬域法標準が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が開業が	汚 汚 雀 の 画 範・泥 泥 進 促 ー 囲・	のめ・進	処理 処理 ・・・	方	法	•	• み・・・・・・	•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•			•			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	•					9 9 9 9

# 平成29年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

#### 1 ごみ処理実施計画

平成29年度のごみの排出見込量および収集・運搬・処分方法を定めるとともに、 平成27年3月に策定した秋田市一般廃棄物処理基本計画の目標を達成するため実施するごみ減量施策等を定める。

#### (1) 実施期間

平成29年4月1日~平成30年3月31日

#### (2) ごみの種類および排出量見込み

種類	排出量	合計	
家庭ごみ	58,347 t/年	160 t / 日	
事業ごみ	42,150 t/年	115 t/日	
粗大ごみ	3,231 t/年	9 t / 日	119,043t/年
資源化物	15,284 t/年	42 t/日	
水銀含有ごみ	31 t /年	0.1 t/日	

# (3) 家庭系および事業系ごみの分別区分による処理方法

### ア 家庭系ごみ (家庭から排出される一般廃棄物)

	分別区分	収集運搬主体	中	間処理	最終	処分
	刀削凸刀	以果連加土平	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
	家庭ごみ	市 排出者	市	溶融	市	埋立
	粗大ごみ	市 排出者	市	破砕·溶融 ·資源化	市	埋立
	金属類	市 排出者	市	破砕・溶融 ・資源化	_	_
資源	空きびん 空き缶 ペットボトル ガス・スプレー缶	市 排出者	市	資源化 (選別・圧縮 ・梱包)		_
化物	使用済み乾電池	市 排出者	市	資源化 (選別・梱包)	_	_
	使用済み小型家電	市	認定 事業者	破砕·選別 ・精錬	_	_
	古紙	協同組合秋田 古紙回収協会	資源化 事業者	資源化	_	_
	水銀含有ごみ	市 排出者	市	資源化 (選別・梱包)	_	_

#### イ 事業系ごみ(事業活動に伴って排出される一般廃棄物)

	分別区分	収集運搬主体	中間如	<u>几</u> 理	最終	処分
	刀加色刀	以朱建颁土符	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
	事業ごみ		市	溶融	市	埋立
	うち再生利用向 食品系廃棄物		再生活用業者	堆肥化	—	_
	粗大ごみ	許可業者 再生輸送業者	市	破砕·溶融 ·資源化	市	埋立
資	金属類	資源化事業者 排出者	市	破砕·溶融 ·資源化	ı	_
源化物	空きびん 空き缶 ペットボトル		市	資源化 (選別・圧縮 ・梱包)	_	_
	古紙		資源化事業者	資源化	_	_

#### (4) ごみ減量施策等

#### ア ごみの排出抑制の推進

#### (7) 家庭ごみ減量・分別啓発事業

ごみ減量につながる取組を促し、適正な排出方法を周知するため、ごみ減量キャンペーン・説明会等を開催するほか、レジ袋削減への取組等の啓発を行う。

#### (イ) 事業系ごみ減量・分別啓発事業

多量排出事業者等に対し、事業系一般廃棄物減量等計画書を基に、ごみの 排出状況・減量・再資源化について訪問指導を実施するほか、ごみ減量等へ の取組に優れた事業者に対し優良事業者表彰を行う。

#### (ウ) 生ごみ減量促進事業

- a 家庭から出る生ごみを堆肥化する容器(コンポスター)購入費を補助する ほか、生ごみ堆肥化講座を開催し、家庭で手軽にできる生ごみ堆肥づくり を促進する。
- b (新)ごみ排出量が最も多くなる8月を「オールあきた水切り月間」とし、 市民から生ごみの水切り方法とその減量効果を募集し、水切りを促進する。
- c 食材の使い切り方法などを掲載した「食べきりアイデアレシピ集」を配布するほか、レシピ集の作品等を紹介する講座「食べきりアイデアカフェ」を開催し、食品ロスの削減を促進する。
- d (新)環境学習で総合環境センターを訪れる市内小学4年生に、食べきり 啓発箸箱セットを配布し、児童およびその家族への意識啓発を行う。
- e 食べ物を大切に残さず食べきることを啓発する取組「もったいないアクション」の協力店を増やし、事務所のほか店舗を訪れる市民への食品ロス削減に向けた意識啓発を行う。

#### (エ) ごみ減量コラム掲載事業

全戸配布冊子へのコラム掲載等、多様な媒体を活用して、ごみ減量につい

ての啓発を行う。

#### (オ) 「ごみ減量アクション」開催

ごみの減量につながる体験講座を主軸としたイベントを開催し、減量啓発と情報提供を継続的に実施する。

#### イ ごみの再資源化の推進

#### (7) 資源集団回収推進事業

地域住民が自主的に地域の資源化物を回収する集団回収の実施団体および回収業者に対し奨励金を交付し、ごみの再資源化を推進する。

#### (イ) 古紙ステーション回収システム

民間事業者が実施する古紙のステーション回収を支援し、ごみの再資源化 を推進する。

#### (ウ) 粗大ごみ戸別収集事業

高齢化社会への対応と受益者負担の公平性を確保しながら、粗大ごみの戸別有料収集を行うとともに、ごみの再資源化を推進する。

#### (エ) 使用済み小型家電の拠点回収

市関連施設やスーパー等に回収ボックスを設置し、レアメタルをはじめと した有用金属を含むとされる小型家電等の再資源化を推進する。

#### (オ) 廃棄物再生利用業の指定

再生利用が確実と認められる廃棄物のみの処理を業とする事業者に対し、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく再生利用業の指定を行い、ごみの再生利用を推進する。

#### ウ その他のごみ関連施策

#### (7) 家庭ごみ処理手数料の負担軽減措置

腹膜透析実施者やおむつを資源化物用指定ごみ袋で排出することに抵抗がある方に、年1回の申請により家庭ごみ用有料指定袋を交付し、負担軽減を図る。

#### (イ) ボランティア袋の交付

ごみ集積所の清掃やボランティア清掃を行う町内会等に対し、ボランティア袋を交付し、環境美化を推進する。

#### (ウ) ごみ集積所設置費補助事業

ごみ集積所の設置や修繕、被せネット購入費等を補助し、町内会等の経費 負担を軽減するとともに、ごみ集積所の美化を推進する。

#### (I) 一般廃棄物処理施設整備基金積立金

家庭ごみに係るごみ処理手数料の歳入総額に相当する額のおおむね2分の 1の額を、処理施設の整備等関連事業に要する経費に充てるための基金に積立する。

#### (オ) ごみ集積所巡回事業

不適正排出をはじめとしたごみ集積所に関する様々な問題に対処するため、 巡回パトロールを実施するとともに、啓発・改善指導を行う。

#### (5) 収集・運搬計画

#### ア 収集区域の範囲

秋田市全域

#### イ 収集方法等

(ア) 家庭系ごみ (家庭から排出される一般廃棄物)

			似无未物/	( 1	
	家庭ごみ	有料指定ごみ袋(注1)	週2回(注2) ステーション収集	委託51台	58,347
	空きびん	プラスチック製回収箱			2,271
	ガス・スプレー缶	プラスチック製回収箱			4
資	空き缶	資源化物用指定ごみ袋		委託13台	973
源	使用済み乾電池	透明の小袋および 資源化物用指定ごみ袋	月2回(注3) ステーション収集		14
	ペットボトル	資源化物用指定ごみ袋		委託51台	906
化	古紙(新聞、ダンボール、 紙パック、雑誌・雑がみ)	品目ごとに紙ひもで 結束		協同組合秋田古 紙回収協会13台	6,886
物	金属類	資源化物用指定ごみ袋	月1回(注3) ステーション収集	委託51台	476
	使用済み小型家電	小型家電専用回収箱	拠点回収(注4)	市4台	12
	粗大ごみ(注5)	証紙(シール)を貼付	週1回 申込制による 戸別有料収集	委託3台	446
	限含有ごみ(蛍光管、水銀体温 、水銀温度計、水銀血圧計)	品目ごとに購入時の箱 等に入れた後、透明袋	月2回(注3) ステーション収集	委託13台	31

(単位: t)

- (注1) 有料対象外となる刈草・落葉、おむつについては、資源化物用指定袋を 使用することができる。
- (注2) 年末年始【 $12/30(\pm)\sim1/3(\pi)$ 】を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。
- (注3) 年末年始【12/29(金)~1/3(水)】を除き、国民の祝日および振替休日も 収集を行う。
- (注4) 回収日時については各施設の開館時間内による。
- (注5) 収集運搬時に特別の扱いを要するもの(石油ストーブ・ガソリン携行缶・除湿機・コンクリートブロック・物干し台座・鉄アレイ・コイルスプリング等の自動車部品)などについては、大きさにかかわらず粗大ごみと同様の方法で収集する。

#### 【市民の協力義務等】

- ・家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。
- ・家庭ごみおよび資源化物は収集日の午前6時から午前8時までに決められたごみ集積所に出すこと。なお収集日に出す量は2袋までとするよう努めること。
- ・粗大ごみは事前に電話で収集の申込をしてから、指定された額面の証紙(シール)を貼付し、収集日の午前9時までに指定された場所へ出すこと。
- ・引っ越しや庭木・草の刈り込み等で多量に出るごみは、本市の施設へ自ら搬入するか、許可業者に収集を依頼すること。
- ・市が収集処理しないごみを排出する際は、市の指示に従い自ら処理すること。

#### (イ) 事業系ごみ(事業活動に伴って排出される一般廃棄物) (単位: t)

	分別区分	排出方法	収集方法	収集車両	収集運搬量
	事業ごみ	半透明(注1)又は 無色透明(注2)の袋	排出者	20社 104台	42, 150
>	うち再生利用向食品系廃棄物	プラスチック製専用容器等	が自ら	1社1台	31
	空きびん	プラスチック製回収箱等	運搬又		523
資	空き缶	無色透明の袋(注2)	は許可 業者(再		55
源	ペットボトル	無色透明の袋(注2)	生輸送	20社	31
化	金属類	無色透明の袋(注2)	業者)が	104台	_
物	古紙(新聞、ダンボール 、紙パック、雑誌・雑がみ)	品目ごとに紙ひもで結束	戸別収 集	104 🖂	_
	粗大ごみ				2, 785

- (注1)袋4枚を重ねて新聞の文字が判読できる程度のことをいう。また、旧家 庭ごみ用指定袋を使用しても差し支えない。
- (注2) 資源化物用指定袋を使用しても差し支えない。

#### 【事業者の協力義務等】

- ・分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと
- ・町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。
- ・本市の処理施設へ自ら搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。

#### (ウ) 自ら処理施設へ搬入する場合の開場時間および受入休業日

施設名	所在地	開場時間	受入休業日
秋田市総合環境センター	秋田市河辺 豊成字虚空 蔵大台滝1 番地1		日曜、祝日および年末年始 【12/30(土)~1/3(水)】

※再生可能な古紙は、原則受入しない。また、開場時間および受入休業日は、 変更することができる。

#### (エ) 本市で収集・処理しないごみ

区分	品目例
有害性のある物	バッテリー、農薬、在宅医療廃棄物(注1)等
危険性のある物	プロパンガスボンベ等
引火性のある物	ガソリン、廃油、塗料等
著しく悪臭を発する物	
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそ れのある包帯等
処理に支障を及ぼすおそれ のある物	タイヤホイール、ドラム缶、ホームタンク(100 L 超) 、ボイラー、モーター(5 kg超)、丸太、耐火金庫、 ピアノ、鉄板(50cm超)等
特定家庭用機器再商品化法 第2条第5項に規定する物	エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、 冷蔵庫および冷凍庫、洗濯機および衣類乾燥機
パーソナルコンピューター (注2)	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、 ディスプレイ等
小型二次電池等	充電式電池、ボタン型電池
リサイクルルートが確立さ れている物	自動車、自動二輪車、タイヤ、消火器等

- (注1) 血液の付着したもの、注射針等の鋭利なもの、感染性を有するもの。
- (注2) 使用済み小型電子機器等の拠点回収分を除く。

# (6) 中間処理計画

#### ア 溶融処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚			埋立
溶融施設	空蔵大台滝1番地1	460 t /日	113, 116t	4,461t

<sup>※</sup>一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥)を含む。

#### イ 破砕・資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚			
前処理破砕施設	空蔵大台滝1番地1	10 t / 5 h		溶融
秋田市総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚		3,726t	3,005t
第2リサイクルプラザ	空蔵大台滝1番地3	32 t/5 h		

#### ウ資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
		空き缶		
		28 t / 5 h		溶融
秋田市総合環境センター	秋田市河辺豊成字	空きびん	4,763t	541t
リサイクルプラザ	虚空蔵大台滝1番	36 t / 5 h		
	地 1	ペットボトル		
		10 t / 5 h		

# エ 水銀含有ごみ分別保管

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 水銀含有ごみ分別保管施設	秋田市河辺豊成字虚 空蔵大台滝1番地1	0.2 t/5 h	31t	_

# 才 資源化処理(民間施設)

施設名	廃棄物種類	処理計画量
有エコ・リサイクルペーパーほか	古紙等	10,019 t
国の認定事業者	使用済み小型家電	12 t
野村興産㈱イトムカ鉱業所	使用済み乾電池 水銀含有ごみ	45 t
秋田協同清掃㈱七曲工場堆肥化施設	食品系廃棄物	31 t

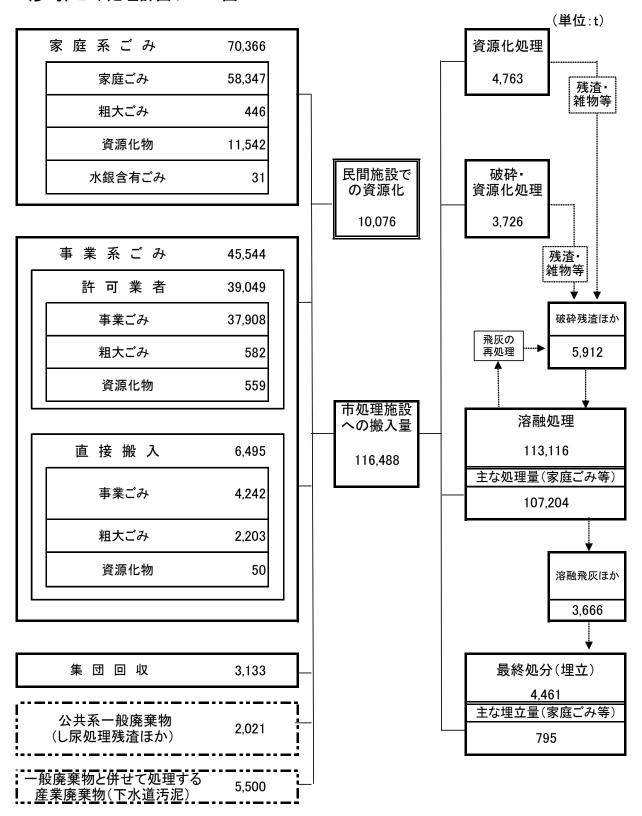
# (7) 最終処分計画

施設名	所 在 地	全体容量	処理計画量	残容量
秋田市総合環境センター 最終処分場	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝地内		4, 461t	約185,500㎡ (28年度末)

# (8) 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第32条第3項の規定により市長が指定する処理施設(搬入された一般廃棄物に処理手数料が課される施設)

施設名			
	溶融施設		
秋田市総合環境センター	前処理破砕施設		
	第2リサイクルプラザ		

#### (参考)ごみ処理計画フロ一図



#### 2 生活排水処理実施計画

平成29年度のし尿・浄化槽汚泥の排出見込量および適正に処理するための収集 ・運搬・処分方法を定める。

#### (1) 実施期間

平成29年4月1日~平成30年3月31日

#### (2) し尿・浄化槽汚泥の排出量見込み

種類	排出量	合計
し尿	15,729k1/年 43k1/日	26 0201-1 /年
净化槽汚泥	21,201k1/年 58k1/日	- 36,930k1/年

#### (3) し尿・浄化槽汚泥の処理方法

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処理	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	固液分離・希	県	標準活性
浄化槽汚泥	許可業者		釈放流方式		汚泥方式

#### (4) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### ア 適正処理の推進

- (ア) し尿および浄化槽汚泥について、環境負荷低減に配慮しながら安定的に適 正な処理を行う。
- (4) 浄化槽によるし尿等の適正な処理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る。

#### イ 浄化槽設置の促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付し普及を促進する。

#### (5) 収集・運搬計画

#### ア 収集区域の範囲

秋田市全域

#### イ 収集方法

種類	収集方法
し尿	当該区域を担当するし尿収集運搬許可業者が戸別収集
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥収集運搬許可業者が戸別収集

# ウ 中間処理計画

施設名	所在地		名 所在地 受入時間		受入時間	受入休業日
秋田市汚泥再生処理	秋田市向浜一丁目			第2・第4土曜、日曜、		
センター	13番1号		7:00~16:30	祝日および年末年始		
				【12/31(日)~1/3(水)】		
処理方式	公称能力	処理計画量		汚泥排出量		
固液分離・希釈放流		し尿	15, 729k1	1,550t		
方式	175k1/日	浄化槽汚泥 21,201kl		(秋田市総合環境センタ		
				ーで溶融処理)		

<sup>※</sup>受入および休業日は変更することができる。

# (参考) 生活排水処理計画人口

		区分	人口(人)
行政	区域内	1人口	315, 770
	水洗	化・生活雑排水処理人口	283, 838
		公共下水道	259, 519
		農業集落排水	9, 272
		浄化槽 (合併処理)	15, 047
	水洗	化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽)	18, 105
非水洗化人口(くみ取り)		13, 827	

(平成28年3月31日現在)